

件名	愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例
主幹課	経営支援課
根拠法令等	小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）
<p>【改正の概要】</p> <p>中小企業振興資金特別会計の目的の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律により、小規模企業者等設備導入資金助成法が廃止されることに伴い、条例の一部を改正するもの。 <p>(旧) 小規模企業者等設備導入資金助成法</p> <p>(新) <u>小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律第9条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法</u></p>	
施行日	平成27年3月31日
<p>【その他の参考事項】</p> <p>廃止される小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく小規模企業者等設備導入資金の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸し付けられた小規模企業者等設備導入資金の回収事務は、引き続き県が行う。 	